

審議結果（令和 4 年度第 3 回）

審議会等名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 5 年 2 月 14 日（火）18 時 05 分から 18 時 46 分まで

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室 及び Web 会議

出席者【会長・副会長等】

佐藤宏之委員【会長】、藤井恵介委員【副会長】、稲本万里子委員、森谷美保委員、藤井雅子委員、浅見龍介委員、山崎祐子委員、谷口貢委員、山本志乃委員、鈴木淳委員、寺前直人委員、谷川章雄委員、鈴木伸一委員 13 名

次回開催予定日

令和 5 年 7 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、藤田

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（佐藤会長）

それではただいまから、令和 4 年度第 3 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

初めに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱において、附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとするということになっています。これらのうち、協議事項の「県指定無形民俗文化財の指定の答申」については、内部的に審議検討途中であること及び、県指定にかかわる未成熟情報であることから非公開としたいと考えております。また、報告事項については、公開したいと考えております。公開の方法は傍聴といたしますが、これについて御異議等はありませんか。よろしいでしょうか。

（全委員） <異議なし>

（佐藤会長）

よろしいですか。特に御異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

本日傍聴者はおりますか。

（事務局）

傍聴者はありません。

（佐藤会長）

おりませんね、わかりました。

— — — — —
<議事概要箇所>

・部会報告について

各部会での協議内容等が報告された。

・協議事項「県指定無形民俗文化財の指定の答申」

令和4年11月28日に開催された文化財保護審議会において諮問された案件について、調査を付託された第2部会から調査結果が報告された後、協議が行われ、今後のスケジュールについて事務局から説明があったのち、答申書が会長に代わり谷口委員から文化遺産課副課長に手交された。

(佐藤会長)

それでは報告事項のア「国指定文化財等の指定等」について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

資料2を用いまして、「国指定文化財等の指定等」について御説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページを御覧ください。1番、国指定史跡の追加指定についてです。国の文化審議会は、令和4年12月16日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」「下寺尾西方遺跡」(茅ヶ崎市)について、指定地の範囲を追加するよう文部科学大臣に対して答申しました。

なお現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は、累計で73件、うち史跡は60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件となります。

令和4年12月16日の答申内容でございます。「下寺尾官衙遺跡群」は追加指定でございます。

所在地 茅ヶ崎市寺尾字西方542番2ほか84筆等、これが今現在指定済みで、新たに追加されたところが、茅ヶ崎市下寺尾字西方351番ほか1筆となっています。

指定面積はトータルで60,301.01平方メートル。うち今回の追加指定分は1,041平方メートルとなります。

概要につきましては、神奈川県東部に所在する相模国高座郡家と考えられる官衙遺跡群。正庁・正倉は世紀末から8世紀中葉まで2期にわたって変遷し、その南西部には下寺尾廃寺跡(七堂伽藍跡)と呼ばれる郡寺が所在している。今回、条件の整った部分(下寺尾西方遺跡と重なる同地点)を追加指定する。

続きまして「下寺尾西方遺跡」こちらも追加指定です。既指定地は茅ヶ崎市下寺尾字西方341番1ほか51筆等。追加指定地は、茅ヶ崎市下寺尾字西方351番ほか1筆となります。指定面積は、49,754.90平方メートル、うち今回追加分は1,041平方メートルとなります。

概要ですが、遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に営まれた環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。その成立から解体までの過程を知ることができる点で重要であり、集落がほぼ完存する稀有な事例でもある。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化の実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った部分(下寺尾官衙遺跡群と重なる同地点)を追加指定する。

国指定史跡の追加指定については以上でございます。

それでは続きまして項番2「国登録有形文化財の新規登録」について御説明させていただきます。資料2の項番2を御覧ください。国の文化審議会は、令和4年11月18日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「本多家住宅(旧中上川家住宅)主屋」ほか4件を登録有形文化財に登録する旨の告示を行いました。今回の答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財(建造物)は、累計で307件となります。今回指定となった4件について、資料を基に簡単に御説明させていただきます。

まず、鎌倉市小町に所在する本多家住宅(旧中上川家住宅)主屋及び本多家住宅(旧山本家住宅)門及び塀について御説明します。こちらは、鎌倉市小町の滑川西岸に所在する近代和風住宅です。主屋は二階建てで入母屋造棧瓦葺で、南西に平屋建の離れを付し全体にL字を呈しています。北面中央を玄関とし、内部は中廊下を通して和洋室を配し、二階南面にガラス屋根のサンルームを付します。鎌倉の旧別荘地に残る良質な住宅です。

門及び塀は敷地北面に位置します。狩野春一の設計で、門は親柱の前後に控え柱を建てて棟木と主屋を受けており、屋根は切妻造棧瓦葺です。間口は二分し、一方は両開戸、もう一方は潜戸

です。塀は真壁造とし壁は漆喰仕上げ、腰は縦板張。屋敷の表を整える洗練された門と塀となっております。

続きまして、小田原市板橋に所在する松永記念館無住庵について御説明します。茶人として耳庵の号を持つ実業家、松永安左エ門の茶室で、小田原城西方の松永記念館内に移築されました。入母屋造茅葺型銅板葺で、間取りは東半に土間と板間、西半に茶席と水屋を配し、上部は小屋裏を表しています。茶席の北東の隅に長炉を設け、西南に躰口を開けています。民家の古材を用いた数寄者の茶室です。

最後に、三浦郡葉山町一色に所在する、山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）主屋及び画室について御説明します。一色海岸北の丘陵に位置する、日本画家山口蓬春の自邸です。主屋は寄棟造棧瓦葺で、東西棟が平屋建て、南東の隅が二階建てとなっております。南と東に張り出す茶の間棟と風呂棟は増築部分で、ここは吉田五十八の設計です。繊細な建具や床の納まりで和室とベランダの連続性を実現しており、吉田らしさを加味した近代和風住宅とされます。

画室は主屋の西に位置します。こちらの設計は吉田五十八です。切妻造棧瓦葺の起屋根で、周囲に銅板の庇を付します。室内は大壁とし細かな線を排除し、床を一段下げた南のベランダの境には、天井高いっぱいの引き込み障子を建てています。蓬春と大学同窓の吉田五十八による近代数寄屋の画室です。「国登録有形文化財の新規登録」については以上でございます。

それでは引き続きまして、「国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択」及びユネスコ無形文化遺産の登録について御説明いたします。

資料2の4ページを御覧ください。まずは、項目3「国の記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択」について御説明いたします。

国の文化審議会は、令和5年1月20日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県伊勢原市の「大山こまの製作技術」を新たに国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう文化庁長官に答申しました。

なお、答申のとおり告示されると、本県の国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は、累計で9件となります。

国の記録制度については、5ページに用語の説明を記載させていただきましたが、無形の文化財及び民俗文化財特有の制度となっております。先ほど資料を読み上げさせていただいた際に、答申先は文部科学大臣ではなく、文化庁長官と説明させていただきました。これは、選択書が文化庁長官名で発行されるため答申先が文化庁長官となっております、間違いというわけではありません。

では具体的に、令和5年1月20日の答申内容です。

「大山こまの製作技術」、文化財の所在地は伊勢原市となっております。保護団体名として、伊勢原市大山こま製作技術保存会となっております。文化財の概要といたしまして、選択の趣旨はまず、日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、木地師の技術を継承している例が少なくない。大山こまの製作技術もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、轆轤を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えている。美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整などの工程は特に熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における挽物や木工品製作の技術を理解する上で重要である。文化財の説明といたしましては、本件は、神奈川県伊勢原市の大山に伝承される、木製玩具の「こま」を製作する技術である。大山こまは、近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として参詣者に買い求められてきた。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴である。

その製作技術は、轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えていて重要であるが、生業の変化等によって技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。

続きまして5ページを御覧ください。項番4、ユネスコ無形文化遺産の登録に関してです。

ユネスコ無形文化遺産というのはユネスコの代表一覧に記載されるということです。

モロッコで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会において、我が国より提案した「風流踊」の代表一覧表記載に関する審議が行われ、現地時間11月30日（水）（11時1分〔日本時間11月30日（水）19時1分〕）、「記載」との決議がなされました。

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表に「記載」の決議があった「風流踊」は、平成 21 年に登録された三浦市の「チャッキラコ」に、山北町の「山北のお峰入り」ほか 39 件を追加して拡張提案したものです。「風流踊」を含めて、我が国のユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）の状況は 22 件です。

なお神奈川県「風流踊」について説明をさせていただきます。全部で 2 件あります。

一つ目、「チャッキラコ」。保護団体名、ちゃっきらこ保存会。保護団体の所在地、三浦市。概要、神奈川県三浦市三崎に伝承される。左義長の舞、初瀬踊ともいわれ、1 月 15 日に踊られる。チャッキラコの名は、採物のコキリコから音転訛したものともいわれる。囃子のことばを返しながら踊るその姿は軽快な舞の要素もあるなど近世初頭に流行した小歌踊をしのばせる。昭和 51 年に国の重要無形民俗文化財として指定され、平成 21 年にユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された。続きまして 2 つ目、「山北のお峰入り」、保護団体名はお峯入り保存会、保護団体の所在地は山北町となります。概要についてです。神奈川県足柄上郡山北町に伝承される。不定期の開催で現在は 5 年に一度開催される。峰入りという名称は一般には修験道の入峰修行を意味し、この地に伝わるお峯入りは、これと同じものではないが、皆瀬川地区はかつて山岳修行の行場の一つであった。なかでも修行踊は山伏修行の印象をよく表現している。大規模な風流芸能の一つで、地方的特色の顕著なものである。昭和 56 年に国の重要無形民俗文化財として指定された。

以上で資料 2 の説明を終わらせていただきます。

（佐藤会長）

はいありがとうございました。丁寧に御報告いただきました。この件につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

（全委員） <意見なし>

（佐藤会長）

ありませんか。よろしいですか。それでは特にならなければ次の報告事項に入りたいと思います。報告事項のイ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

資料 3 を御覧ください。本件については、以前より御報告しております、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更の件でございます。

1 経緯の二つ目の○に記載のとおり、このたび、事業者である横須賀市大楠漁業協同組合が許可条件に基づき、第 6 回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

2 県教育委員会の対応を御覧ください。調査報告書の提出を受けて開催いたしました、令和 4 年度第 3 回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行った結果、次のことが確認されました。ア 今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。イ ただし、浚渫された消波堤内側の底質に係るデータについて、今後の経過を注視していく必要がある。以上のことが確認されました。

最後に 3 今後の予定につきましては、現状変更の許可条件のとおり、引き続き、事業者は、現状変更の海洋環境への長期的な影響等を把握するため、年間 4 回のモニタリング調査を残り 2 年間継続して実施いたします。

なお、令和 4 年 12 月 16 日に県教育委員会及び横須賀市教育委員会職員の立会いの下、事業者は第 7 回目のモニタリング調査を実施しました。こちらの調査結果につきましては、次回の審議会にて御報告させていただきます。また継続するモニタリング調査の結果、今回の現状変更が天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となると認められる場合は、県教育委員会は横須賀市教育委員会と協議の上で指導する、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請してまいります。簡単ではございますが報告事項の説明は以上となります。

（佐藤会長）

はいありがとうございました。例年って言うわけではないですけども毎回ということで、御苦労様です。

御質問、御意見等ありましたらいかがでしょうか。よろしいですか。

あと2年あるということなので少し見させていただくということだろうと思います。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

特にないようでしたら次に報告事項のウ 県指定文化財の現状変更等許可の状況について、に入ります。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは引き続き、報告事項ウ 県指定文化財の現状変更等許可の状況について、報告いたします。資料4及び付属の別紙を御覧ください。

まず史跡名勝の現状変更状況について御説明いたします。

項番1「江ノ島」における施設案内盤設置に伴う現状変更です。藤沢市江ノ島2丁目の指定地内において案内版の設置を行うものです。本現状変更に伴い、掘削は行われなことから地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして項番2「江ノ島」における個人店舗増改築に伴う現状変更です。藤沢市江の島1丁目の指定地内において、既存建物の改修及び同増築を行うものです。掘削を伴うものの、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないことなどから、地下遺構への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

次に項番3「江ノ島」における公衆トイレ壁面塗装工事に伴う現状変更です。藤沢市江の島2丁目の指定地内において、公衆トイレの壁面塗装を行うものです。掘削を伴う工事は実施されず、計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないことから、地下遺構への影響は軽微であると判断される等の理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして天然記念物の現状変更状況について御説明いたします。

項番4「有馬のはるにれ」における建仁寺垣交換等に伴う現状変更です。海老名市本郷の指定地内において、経年劣化した建仁寺垣の交換及び鉄骨支柱に錆止め塗装を行うものです。樹木の維持管理上必要な作業であると考えられ、許可はやむを得ないと判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

最後に項番5「天神島笠島及び周辺水域」におけるモニタリング調査に伴う現状変更です。横須賀市佐島3丁目の指定地内において、無許可現状変更にかかり、消波堤周辺水域のモニタリング調査を行うものです。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

報告事項ウの説明は以上となります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

よろしいですか。今まで全体を通じて何か御意見、御質問等があれば、承りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

それでは特にないということですので、これで報告事項を終了いたします。

以上で予定していた議題については、終了いたしました。次にその他に移りますが、委員の皆様方の方から何かございますか。

(全委員) <意見なし>

(佐藤会長)

特にないということですのでよろしいでしょうか。それでは事務局か何かございますか。

(事務局)

はい。次回の日程をお決めいただければと思います。

(佐藤会長)

事務局に案がありますか。

(事務局)

はい。7月頃、会場は横浜市内で開催させていただくということではいかがでしょうか。

(佐藤会長)

ただいま事務局から7月頃という提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(佐藤会長)

それでは御意見がないようでしたら7月頃とする方向で事務局と調整したいと思います。

それでは令和4年度第3回神奈川県文化財保護審議会はこれをもちまして閉会といたします。
どうもお疲れ様でございました。

(以上)